

書評

西海洋志著

『保護する責任と国際政治思想』

(国際書院、2021年)

大庭 弘継

本書は、保護する責任による国際秩序への挑戦を考察した、国際政治思想の研究書である。ジェノサイドや民族浄化といった人道危機が生じて、これまで国際社会は、国家主権に阻まれ介入できなかった。この状況に対し、保護する責任は、国際社会に国家主権をオーバーライドする根拠を提供した。すなわち、国家主権とは国民を保護する責任と表裏の関係にあり、国家が国民を保護できない場合、国家主権は保留され、国際社会が国家に代わって、人々を保護する責任を負う、と。その結果、保護する責任は、主権不可侵を原則とする国際秩序を揺るがすことになる。保護する責任は国家主権の絶対性を否定できるのか、国際社会による介入は正当化できるのか、といった論争を引き起こしたのだ。

しかし本書は、よりマクロな視点から、この論争を観察する。すなわち、保護する責任を巡る論争を通じて、国際秩序はどう変動し、どこへ向かうのか、と。本書は、保護する責任を軸に、国際秩序の行方を探求している。そこでこの書評は、探究の道程を紹介するのだが、本書の分析枠組み、「三つの国連」「三つの系譜」「三つの時期」は若干複雑である。そこで、筆者が用いる別の物差し、国際立憲主義と国際機能主義という対立軸で、筆者が描いた国際秩序の変動をデッサンしてみよう。

2001年に『保護する責任』報告書が目指したのは、「国際的な法の支配（介入のルール化）、安保理への権力の集約とその権力の制約、および階層的な国際秩序の再構築」という「国家間関係と国際環境の立憲化（国際立憲主義）」であった（247頁）。

しかし、2005年の世界サミット、2009年の国連報告書、2011年のリビア介入を画期として、この国際立憲主義は後退していく。代わって国際機能主義が前景化する。すなわち、「主権と国際社会全体が果たすべき機能の一部が各国に割り当

てられていることを表象し、主権国家には能力に応じた責任・権限が配分され、各国は対内的および対外的に説明／責任を果たす」（251頁）という形で、「国家の統治能力を高め（て）……、既存の国際秩序を再建・強化する」（249頁）という国際機能主義が前景化したのであった。

つまり、現行の主権国家体制の見直しではなく、各国の国家主権が強化されるという、当初の意図とは真逆の帰結がもたらされたというのだ。

だが本書の白眉は、その真逆の帰結に潜む国際秩序の行方の考察にある。国際機能主義の強化は主権の強化にも帰結したのだが、その主権を行使できる主体は国家ではない。誰の手も及ばない新たな権力の出現を、筆者は見て取るのである。

それは、「規律（監視）」を特徴とする「規律権力としての超国家権力」の出現である（269頁）。というのも保護する責任は、国家主権を強化するだけでなく、保護する責任に基づいた「相互学習・早期警報のネットワーク」も発展させた。保護する責任という規範を遵守するため、他者の批判や干渉を拒絶するため、他者から批判を受けない体制、つまり超越的な権力が国家主権を変形していったのであった。つまり、国家主権の強化とは、保護する責任が作りあげた「グローバルな監視体制」に馴致された強化である。

本書は、保護する責任という挑戦の裏側で、グローバルな規律権力としての超国家権力が進展しつつあると主張しているのだ。明示的ではないが、筆者はおそらく、このフーコー的規律権力の進展に対して、危惧をおぼえている。この顔の見えない権力は、自律的に増殖し、抑制が効かず責任も問えないからである。保護する責任は、国際社会の責任という目に見える形での権力を提案していた。だが、筆者が指摘する機能主義の肥大化は、超国家権力の出現と責任所在の希薄化への危惧を惹起する。権力は強化され、対象となる人々は規律化されるが、そこに主体は存在しない。

国家主権は強化されるが、国家が恣意的に行使できる権力ではない。この名状しがたき権力を指して超国家権力と、筆者は呼ぶのである。この顔なき権力が、国際秩序をいかなる方向に導くのか、予断を許さないのである。